

藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について  
藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤沢市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同じ。）に」を「「退職日給料月額」という。）に」に改め、同条第2項中「死亡によらず」の次に「，かつ，第8条の2第5項に規定する認定を受けないで」を加え，「を含む。）に対する退職手当の基本額は，その者」を「及び傷病によらず，地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は，当該自己都合等退職者」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

1 1年以上25年未満の期間勤続した者であつて，次に掲げるものに対する退職手当の基本額は，退職日給料月額に，その者の第3項各号に規定する勤続期間の区分ごとに当該区分に応じ同項各号に規定する割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの
- (3) 第8条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）

を受けて同条第9項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者  
第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、  
同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の第3項各号に規定する勤続期間の区分ごとに当該区分に応じ同項各号に規定する割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第8条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）

を受けて同条第9項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの
- (6) 25年以上勤続し、第8条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第9項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）」に、「25年以上」を「20年以上」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に、「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第6条の3の表中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したものをいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職すべき期日又は退職すべき期間の末日の属する会計年度の末日における年齢がその者に係る定年から15年を減じた年齢以上である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃又は庁舎、事務所等の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は庁舎、事務所等に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別

- (2) 第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
  - (3) 募集をする人数
  - (4) 募集の期間
  - (5) その他規則で定める事項
- 3 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第9項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- (1) 第2条第2項第2号の規定に該当する者
  - (2) 法律により任期を定めて任用される者
  - (3) 前項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日の属する会計年度の末日が到来するまでに定年に達する者
  - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第3号に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- (1) 応募者が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
  - (2) 応募者が応募をした後、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者（以下「認定応募者」という。）に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定応募者が次項第3号に規定する退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 9 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定は、その効力を失う。
- (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (2) 第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第7項の規定により応募者に通知された退職すべき期日（前項の規定により退職すべき期日が繰り上げ、又は繰り下げられた場合は当該日）が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

10 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、毎年度、募集実施要項（第5項ただし書に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第5条の3及び第6条の3の改正規定は、平成25年11月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員に準じて定年前早期退職に対する動機付けを強化するため、所要の改正をする必要による。